

## 久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者の候補者選定方法等

## 1 指定管理者の候補者選定方法

「3 技術点、価格点の算出方法」において定める採点方法により算出した、各選定委員の技術点及び価格点を合計した総合得点で最も高い者を指定管理者の候補者として選定する。

## (1) 評価分類

指定管理者の候補者の選定については、次の2つの評価分類を指標とする。

## ア 技術点

「申請書類 A(一次審査書類)」及び「申請書類B(二次審査書類)」により評価  
(ただし、85点(1人当たりの総評価点の満点から価格点を除いた点)に、審査に加わった委員数を乗じた点数の60%以上でなければならない)

## イ 価格点

「指定管理料提案書(様式9)」に記載された金額(税込)により評価

## (2) 最高得点者が2者以上あった場合の指定管理者の候補者の決定方法

ア 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を指定管理者の候補者とする。

イ それでも指定管理者の候補者が決定しない場合は、くじ引きにより指定管理者の候補者を決定する。

## 2 評価分類の得点配分

選定委員1名の評価得点数は、合計100点とし、その得点配分は、次のとおりとする。

合計点	技術点 85点
100点	価格点 15点

## 3 技術点、価格点の算出方法

## (1) 技術点等の点数化

## ア 一次審査

本事業に類似した業務(遊び場運営、利用者支援事業)の取組実績に対し、  
【表1 審査の判断基準(一次審査)】に基づく評価を行い、技術点を算出する。

## イ 二次審査

別紙2の二次審査について、選定委員が各項目の審査・評価を行う。

【表1 審査の判断基準(一次審査)】

遊び場の運営		利用者支援事業	
判断基準	評価点	判断基準	評価点
3施設以上	3点	3施設以上	2点
1施設以上	1点	1施設以上	1点
受託実績なし	0点	受託実績なし	0点

(2) 価格点の点数化

ア 「指定管理料提案書(様式9号)」に記載された指定管理料提案価格(税込み)の評価にあたっては、【表2 指定管理料の上限額に対する提案価格の比率と係数】に基づき、係数化し、【算出方法 価格点】の計算式により価格点を算出する。

イ 指定管理料提案価格が、「久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者募集要項」の「1(3)イ 指定管理料の上限額」を超える場合は失格とする。

【表2 指定管理料の上限額に対する提案価格の比率と係数】

上限額に対する提案価格の比率	係数	価格点
85%以下	1.0	15.0
85%超～90%以下	0.9	13.5
90%超～95%以下	0.8	12.0
95%超～100%以下	0.7	10.5
100%超	失格	失格

【算出方法 価格点】

$$\text{「価格点」} = \text{「価格点配点(15点)」} \times \text{「係数」}$$